

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

【目次】

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）（第一条関係）	1
○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）（第二条関係）	27
○最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）（抄）（第三条関係）	39
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第四条関係）	58
○漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）（附則第五条関係）	67
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）（抄）（附則第六条関係）	73
○警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）（附則第七条関係）	75
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第八条関係）	77
○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律 (平成十三年法律第四百四十七号) (抄) (附則第九条関係)	81
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）（附則第十条関係）	83
○市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）（附則第十一条関係）	87
○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（抄）（附則第十二条関係）	90
○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（抄）（附則第十三条関係）	95

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二章 選挙権及び被選挙権</p> <p>（選挙権）</p> <p>第九条 （略）</p>	<p>第二章 選挙権及び被選挙権</p> <p>（選挙権）</p> <p>第九条 日本国で年齢満十八年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。</p>
<p>3 日本国たる年齢満十八年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議員及び長の選挙権を有する。</p> <p>4 前二項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。）を含むものとする。 (削る)</p>	<p>2 日本国たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。</p> <p>（新設）</p> <p>3 前項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。）を含むものとする。</p> <p>4 第一項の規定によりその属する市町村を包括する都道府県の議員及び長の選挙権を有する者で当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移したもののは、同項に規</p>

定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する。

5 第二項及び第三項の三箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

(削る)

6 日本国民たる年齢満十八年の者で現に住所を有する市町村を包括する都道府県の区域内他の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有し、かつ、当該他の市町村の区域内から引き続き現に住所を有する市町村の区域内に住所を移したものうち、当該市町村の区域内に引き続き住所を有する期間が三箇月に満たないもの（第四項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する者を除く。）は、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとみなす。

7 第三項の規定は前項の市町村について、第五項の規定は前項の三箇月の期間について準用する。

第四章 選挙人名簿

(永久選挙人名簿)

第十九条 (略)

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月（第二十二条及び第二十四条第一項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

3 (略)

第四章 選挙人名簿

(永久選挙人名簿)

第十九条 選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、各選挙を通じて一の名簿とする。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月（第二十二条第一項及び第二十三条第一項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

3 選挙人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む

4 (略)

。以下同じ。)をもつて調製することができる。

5 (略)

4 選挙を行う場合において必要があるときは、選挙人名簿の抄本（前項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下同じ。）を用いることができる。

(選挙人名簿の記載事項等)

第二十条 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所（次条第二項に規定する者にあつては、その者が当該市町村の区域内から住所を移す直前に住民票に記載されていた住所）、性別及び生年月日等の記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をしなければならない。

2 (略)

3 (略)

(登録)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項

(選挙人名簿の記載事項等)

第二十条 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所（次条第二項に規定する者にあつては、その者が当該市町村の区域内から住所を移す直前に住民票に記載されていた住所。第二十三条第一項において同じ。）、性別及び生年月日等の記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をしなければならない。

2 選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、選挙人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

(登録)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の二日

において「地方公共団体の休日」という。)に当たる場合(当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。)には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。)に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2 前項の規定による登録は、当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるとき(同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。)には、同項本文の規定にかかわらず、登録月の一日現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在)により、行わなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選举管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める日(以下この条において「選挙時登録の基準日」という。)現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在)により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

4 第一項の規定による登録は、選挙時登録の基準日と登録月の一日とが

に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。
(新設)

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選举管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

(新設)

同一の日となる場合には、行わない。

第二十三条 削除

(異議の申出)

第二十四条 選挙人は、選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間又は期日に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

一 第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前々日までの間にあるとき（同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。）を除く。）当該登録が行われた日の翌日から五日間

(縦覧)

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、同条の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

(異議の申出)

第二十四条 選挙人は、選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、縦覧期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

二 第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録（当該市町村の区

域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、

登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前々日までの間にあるとき（同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。）に限る。）及び同条第

三項の規定による選挙人名簿の登録 当該登録が行われた日の翌日

3 市町村の選挙管理委員会は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から三日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録し、又は選挙人名簿から抹消し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

2

市町村の選挙管理委員会は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から三日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録し、又は選挙人名簿から抹消し^{すつせう}し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

3

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第四項、第十

九条第二項（第三号及び第五号を除く。）、第二十三条、第二十四条、

第二十七条、第三十一条（第五項を除く。）、第三十二条第一項及び第

三項、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、第四十四条並びに第

五十三条の規定は、第一項の異議の申出について準用する。この場合に

おいて、これらの規定（同法第四十四条の規定を除く。）中「審理員」

とあるのは「審査庁」と、同法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「

公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第二十四条第一項中「第四十五条第

一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定

で」と、同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは「異議申出

人」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に對する答申を

受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第一号

4 第二百十四条の規定は、第一項の異議の申出について準用する。

又は第三号に該当する場合を除く。)にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第一号又は第三号に規定する議を経たとき)」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

(訴訟)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 第二百十三条、第二百十四条及び第二百十九条第一項の規定は、第一項及び前項の訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条若しくは第二百八条の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十条第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求と」とあるのは、「一の第二十四条第一項各号に定める期間又は期日に異議の申出を行うことができる一の市町村の選挙管理委員会が行う選挙人名簿の登録に関し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

(訴訟)

第二十五条 前条第二項の規定による決定に不服がある異議申出人又は関係人は、当該市町村の選挙管理委員会を被告として、決定の通知を受けた日から七日以内に出訴することができる。

2 前項の訴訟は、当該市町村の選挙管理委員会の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄とする。

3 前項の裁判所の判決に不服がある者は、控訴することはできないが、最高裁判所に上告することができる。

4 第二百十三条、第二百十四条及び第二百十九条第一項の規定は、第一項及び前項の訴訟について、準用する。この場合において、同条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条若しくは第二百八条の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十条第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求と」とあるのは、「一の縦覧に係る選挙人名簿への登録又は選挙人名簿からの抹消に關し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

(補正登録)

(補正登録)

第二十六条 市町村の選挙管理委員会は、第二十二条第一項又は第三項の規定により選挙人名簿の登録をした日後、当該登録の際に選挙人名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が選挙人名簿に登録されていないことを知つた場合には、その者を直ちに選挙人名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

第二十八条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。この項前段に規定する期間（第二十四条第一項各号に定める期間又は期日に限る。）においても、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、選挙人から当該申出があつた場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした選挙人に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

第二十八条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から、選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認	選挙人
公職の候補者となろう	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした選挙人

特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認	選挙人
公職の候補者となろう	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした選挙人

第二十六条 市町村の選挙管理委員会は、第二十二条の二の規定により選挙人名簿の登録をした日後、当該登録の際に選挙人名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が選挙人名簿に登録されていないことを知つた場合には、その者を直ちに選挙人名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

第二十六条 市町村の選挙管理委員会は、第二十二条の二の規定により選挙人名簿の登録をした日後、当該登録の際に選挙人名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が選挙人名簿に登録されていないことを知つた場合には、その者を直ちに選挙人名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

含む。)

とする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等又は当該公職の候補者等が指定する者等」という。）	政党その他の政治団体選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役職員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役職員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役職員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役職員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの
--	---	---	---	---

2

前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、第四号イに定める事項については、この限りでない。

一 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする者（以下この条から第二十八条の四までにおいて「申出者」という。）の氏名及び住所（申出者が政党その他の政治団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 （略）

三 （略）

四 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ （略）

含む。)

とする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等又は当該公職の候補者等が指定する者等」という。）	政党その他の政治団体選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役職員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役職員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役職員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役職員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの
--	---	---	---	---

2

前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、第四号イに定める事項については、この限りでない。

一 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする者（以下この条から第二十八条の四までにおいて「申出者」という。）の氏名及び住所（申出者が政党その他の政治団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 選挙人名簿の抄本の閲覧により知り得た事項（以下この条から第二十八条の四までにおいて「閲覧事項」という。）の利用の目的

三 選挙人名簿の抄本を閲覧する者（以下この条から第二十八条の四までにおいて「閲覧者」という。）の氏名及び住所

四 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 申出者が選挙人又は公職の候補者等である場合 閲覧事項の管理の方法

3 五 (略)

6 5 (略)

-
- 四 申出者が政党その他の政治団体である場合 閲覧事項の管理の方
法及び当該政党その他の政治団体の役職員又は構成員のうち、閲覧
事項を取り扱う者の範囲
- 五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 3 第一項の規定にかかわらず、市町村の選挙管理委員会は、閲覧事項を
不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理する
ことができないおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに
足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むこ
とができる。
- 4 公職の候補者等である申出者は、第二項第二号に掲げる利用の目的（
以下この条から第二十八条の四までにおいて「利用目的」という。）を
達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者（当該申出者に使用され
る者に限る。）に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一
項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申
出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村の選挙管理委員会に申し
出ることができる。
- 5 前項の規定による申出を受けた市町村の選挙管理委員会は、当該申出
に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。
この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した
者（当該承認を受けた者に限る。第十二項及び第二十八条の四において
「候補者閲覧事項取扱者」という。）にその閲覧事項を取り扱わせるこ
とができる。
- 6 政党その他の政治団体である申出者は、閲覧者及び第二項第四号口に
規定する範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの（第十二項及
び第二十八条の四において「政治団体閲覧事項取扱者」という。）以外
の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。

11	10	9	8	7
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

7 政党その他の政治団体である申出者は、利用目的を達成するためには、該申出者以外の法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条から第二十八条の四までにおいて同じ。）に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、当該法人についての次に掲げる事項を明らかにして、その旨をその市町村の選挙管理委員会に申し出ることができる。

一 法人の名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地

二 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由

三 法人の役職員又は構成員のうち、閲覧事項を取り扱う者の範囲

四 法人の閲覧事項の管理の方法

五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

8 前項の規定による申出を受けた市町村の選挙管理委員会は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。この場合において、当該承認を受けた申出者は、第六項の規定にかかわらず、当該承認に係る法人（第十項から第十二項まで及び第二十八条の四において「承認法人」という。）にその閲覧事項を取り扱わせることができる。

9 前項の規定による承認を受けた政党その他の政治団体に対する第一項の規定の適用については、同項の表の下欄中「構成員」とあるのは、「構成員（第十項に規定する承認法人閲覧事項取扱者を含む。）」とする。

10 承認法人は、第七項第三号に掲げる範囲に属する者のうち当該承認法人が指定するもの（次項及び第二十八条の四において「承認法人閲覧事項取扱者」という。）以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。

11 承認法人は、承認法人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防止

(略)

その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

第二十八条の三 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、同項前段に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

一～三 (略)

第二十八条の三 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、同項に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

- 1 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
 - 1 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明
 - 1 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者
 - 2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明
 - 1 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出者の氏名及び住所（申出者が国等の機関である場合には
その名称、申出者が法人である場合には
、その名称、代表者又は
管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 （略）

三 閲覧者の氏名及び住所（申出者が国等の機関である場合には
、その職名及び氏名）

四 （略）

五 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ （略）

六 口
（略）

六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

口 申出者が個人である場合 閲覧事項の管理の方法

3 第一項の規定にかかわらず、市町村の選挙管理委員会は、閲覧事項を

不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理することができるないおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。

4 法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号イに規定する範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの（第七項及び次条において「法人閲覧事項取扱者」という。）以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。

5 個人である申出者は、利用目的を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村の選挙管理委員会に申し出ることがができる。

一 申出者の氏名及び住所（申出者が国等の機関である場合にあつては
その名称、申出者が法人である場合にあつてはその名称、代表者又は
管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 利用目的

三 閲覧者の氏名及び住所（申出者が国等の機関である場合にあつては
、その職名及び氏名）

四 閲覧事項を利用して実施する調査研究の成果の取扱い

五 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 申出者が法人である場合 閲覧事項の管理の方法及び当該法人の役職員又は構成員のうち、閲覧事項を取り扱う者の範囲

六 口
（略）

六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

口 申出者が個人である場合 閲覧事項の管理の方法

3 第一項の規定にかかわらず、市町村の選挙管理委員会は、閲覧事項を

不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理することができるないおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。

4 法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号イに規定する範囲に属する者のうち当該申出者が指定するもの（第七項及び次条において「法人閲覧事項取扱者」という。）以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。

5 個人である申出者は、利用目的を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村の選挙管理委員会に申し出ることがができる。

6 (略)

7 (略)

6 前項の規定による申出を受けた市町村の選挙管理委員会は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者（当該承認を受けた者に限る。次項及び次条において「個人閲覧事項取扱者」という。）にその閲覧事項を取り扱わせることができる。

7 申出者（国等の機関である申出者を除く。）は、閲覧者、法人閲覧事項取扱者又は個人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防止その他閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(選挙人名簿の再調製)

第三十条 天災事変その他の事故により必要があるときは、市町村の選挙

管理委員会は、更に選挙人名簿を調製しなければならない。

2 前項の選挙人名簿の調製の期日及び異議の申出期間

その他

その調製について必要な事項は、政令で定める。

(選挙人名簿の再調製)

第三十条 天災事変その他の事故に因り必要があるときは、市町村の選挙

管理委員会は、更に選挙人名簿を調製しなければならない。

2 前項の選挙人名簿の調製、縦覧及び確定に関する期日及び期間その他

その調製について必要な事項は、政令で定める。

第四章の二 在外選挙人名簿

(在外選挙人名簿に係る縦覧)

第三十条の七 削除

第三十条の七 市町村の選挙管理委員会は、毎年四回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際、政令で定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官（当該在外選挙人名簿に登録した者に係る第三十条の五第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官をいう。以下この項において同じ。）の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録

した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出）

第三十条の八 選挙人は、在外選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、当該登録に関する処分の直後に到来する次に掲げる期間又は期日に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

一 第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日の翌日から五日間

二 衆議院議員又は参議院議員の選挙に係る第二十二条第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日の翌日

2 第二十四条第二項 の規定は、前項の

異議の申出について準用する。

3 行政不服審査法第九条第四項、第十九条第二項（第三号及び第五号を除く。）、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一条（第五項を除く。）、第三十二条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、第四十四条並びに第五十三条の規定は、第一項

第一項及び第二項の規定は、在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。

2 行政不服審査法第九条第四項、第十九条第二項（第三号及び第五号を除く。）、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一条（第五項を除く。）、第三十二条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、第四十四条並びに第五十三条の規定は、前項において準用する第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、これらの規定（同法第四十四条の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「公職選挙法第二十条の八第一項」の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）と、同法第二十四条第一項中「第四十五条第一項又は第四十九条第一項の

（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出）

第三十条の八（新設）

規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定で」と、同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

4 第二百十四条の規定は、第一項の
異議の申出について準用する。

（在外選挙人名簿の登録に関する訴訟）

第三十条の九 第二十五条第一項から第三項までの規定は、在外選挙人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第三十条の八第二項」において準用する前条第二項」と、「七日」とあるのは「七日（政令で定める場合には、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便による送付に要した日数を除く。）」と読み替えるものとする。

2 第二百十三条、第二百十四条及び第二百十九条第一項の規定は、前項において準用する第二十五条第一項及び第三項の訴訟について準用する。この場合において、第二百十九条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条若しくは第二百八条の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十条第二項の規定により公職の

規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定で」と、同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

3 第二百十四条の規定は、第一項において準用する第二十四条第一項の
異議の申出について準用する。

（在外選挙人名簿の登録に関する訴訟）

第三十条の九 第二十五条第一項から第三項までの規定は、在外選挙人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第三十条の八第一項」において準用する前条第二項」と、「七日」とあるのは「七日（政令で定める場合には、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便による送付に要した日数を除く。）」と読み替えるものとする。

2 第二百十三条、第二百十四条及び第二百十九条第一項の規定は、前項において準用する第二十五条第一項及び第三項の訴訟について準用する。この場合において、第二百十九条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条若しくは第二百八条の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十条第二項の規定により公職の

候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に關し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求と「とあるのは、「一の第三十条の八第一項各号に掲げる期間又は期日に異議の申出を行うことができる一の市町村の選挙管理委員会が行う在外選挙人名簿の登録」に關し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第三十条の十二 第二十八条の二から第二十八条の四までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。この場合において、第二十八条の二第一項中「第二十四条第一項各号に定める」とあるのは、「第三十条の八第一項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

(在外選挙人名簿の登録に関する政令への委任)

第三十条の十六 第三十条の四から第三十条の六まで及び第三十条の八から前条までに規定するもののほか、在外選挙人名簿の登録に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 投票

(投票所における投票)

第四十四条 (略)

2 (略)

候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に關し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求と「とあるのは、「一の縦覧に係る在外選挙人名簿への登録又は在外選挙人名簿からの抹消」に關し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第三十条の十二 第二十八条の二から第二十八条の四までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。

(在外選挙人名簿の登録に関する政令への委任)

第三十条の十六 第三十条の四から前条までに規定するもののほか、在外選挙人名簿の登録に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 投票

(投票所における投票)

第四十四条 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

2 選挙人は、選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が第十九条第三

3

第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が、従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合には、前項の選挙人名簿又はその抄本の対照を経る際に、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書を提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受けなければならない。

(期日前投票)

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかるわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一 (略)
二 (略)

三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥に
あるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年
院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。

四 (略)

五 (略)

3

同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が、従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合においては、前項の選挙人名簿又はその抄本の対照を経る際に、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書を提示しなければならない。

(期日前投票)

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかるわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
二 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥に
あるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年
院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。

四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること
と又は当該地域に滞在をすること。

五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること

六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

2~8 (略)

(在外投票等)

第四十九条の二 (略)

(新設)

2~8 (略)

(在外投票等)

第四十九条の二 在外選挙人名簿に登録されている選挙人（当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令で定めるものを除く。以下の条において同じ。）で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの投票については、第四十八条の二第一項及び前条第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び次条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの方法により行わせることができる。

一 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙にあつてはイに掲げる期間、衆議院議員又は参議院議員の再選挙又は補欠選挙にあつてはロに掲げる日に、自ら在外公館の長（各選挙ごとに総務大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館の長を除く。以下この号において同じ。）の管理する投票を記載する投票場所に行き、在外選挙人証及び旅券その他の政令で定める文書を提示して、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて在外公館の長に提出する方法

イ 当該選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日前六日（投票の送致に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認められる場合には、あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日）までの間（あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日を除く。）

ロ 当該選挙の期日の告示の日の翌日から選挙の期日前六日までの間

4 3 2

(略)

4 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票のうち、第四十八条の二第一項の規定による投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二項の規定は、適用しない。

第四十八条の二第一項						
期日前投票所	市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所（次項及び第五項において「指定期日前」）	書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。	第十九条第三項	当該選挙人名簿	、選挙人名簿	第四十四条第二項
			第三十条の二第四項	当該在外選挙人証を提示して、在外選挙人名簿	、在外選挙人証を提示して、在外選挙人名簿	第四十四条第二項

4 3 2

(略)

4 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票のうち、第四十八条の二第一項の規定による投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二項の規定は、適用しない。

第四十八条の二第一項						
期日前投票所	市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所（次項及び第五項において「指定期日前」）	書類。次項、第五十五条及び第五十六条において同じ。	第十九条第三項	当該選挙人名簿	、選挙人名簿	第四十四条第二項
			第三十条の二第四項	当該在外選挙人証を提示して、在外選挙人名簿	、在外選挙人証を提示して、在外選挙人名簿	第四十四条第二項

で、あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日
二 当該選挙人の現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これ郵便等により送付する方法

第四十八条の二第一項	第二号及び第五号	第四十八条の二第一項	投票区	指定在外選挙投票区	投票所」という。)	投票所
第四十八条の二第五項 の表第四十二条第一項 ただし書の項	選挙	第四十八条の二第五項 期日前投票所において 投票を行わせる	期日前投票所において 投票を行わせる	二以上の期日前投票所 を設ける	前項の規定により二以 上の指定期日前投票所 を指定した	指定在外選挙投票区の 投票所
在外選挙人名簿に登録 されるべき旨の決定書 又は確定判決書を所持	選挙	選挙人名簿に登録され るべき旨の決定書又は 確定判決書を所持し、	指定期日前投票所を指 定した	指定期日前投票所にお いて	上記の指定期日前投票所 を指定した	投票所

（繰延投票）	期日前投票所	一項
第五十七条 天災その他避けることのできない事故により、投票所において、投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときは、都道府県の選挙管理委員会（市町村の議会の議員又は長の選挙については、市町村の選挙管理委員会）は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。この場合において、当該選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示するとともに、更に定めた期日を少なくとも一日前に告	第四十八条の二第五項の表第四十五条第一項の項及び第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項	指定期日前投票所（第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される第四十八条の二第一項に規定する指定期日前投票所をいう。以下第四十八条までにおいて同じ。）
（繰延投票）	期日前投票所	一項

（繰延投票）	期日前投票所	一項
第五十七条 天災その他避けることのできない事故により、投票所において、投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときは、都道府県の選挙管理委員会（市町村の議会の議員又は長の選挙については、市町村の選挙管理委員会）は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。この場合において、当該選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示するとともに、更に定めた期日を少なくとも五日前に告	第四十八条の二第五項の表第四十五条第一項の項及び第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項	指定期日前投票所（第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される第四十八条の二第一項に規定する指定期日前投票所をいう。以下第四十八条までにおいて同じ。）
（繰延投票）	期日前投票所	一項

示しなければならない。

2 衆議院議員、参議院議員又は都道府県の議会の議員若しくは長の選挙について前項に規定する事由を生じた場合には、市町村の選挙管理委員会は、当該選挙の選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、選挙分会長）を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

第十七章 補則

（指定都市の区及び総合区に対するこの法律の適用）

第二百六十九条 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選挙並びに指定都市の議会の議員及び長の選挙に関するこの法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、指定都市においては、区及び総合区を市とみなし、区及び総合区の選挙管理委員会及び選挙管理委員を市の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。この場合において、第二十二条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「有する者」とあるのは、「有し、かつ、同日において当該区（総合区を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の区長（総合区長を含む。以下この項及び第三項において同じ。）」が作成する住民基本台帳に記録されている者（前条第二項に規定する者にあつては、当該指定都市の区域内から住所を移す直前に当該区の区長
が作成する住民基本台帳に記録されていた者）」と、同条第三項中「有する者」とあるのは「有し、かつ、当該選挙時登録の基準日において当該区の区長が作成する住民基本台帳に記録されている者（前条

示しなければならない。

2 衆議院議員、参議院議員又は都道府県の議会の議員若しくは長の選挙について前項に規定する事由を生じた場合には、市町村の選挙管理委員会は、当該選挙の選挙長（衆議院比例代表選出議員若しくは参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙については、選挙分会長）を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

第十七章 補則

（指定都市に対する本法の適用関係）

第二百六十九条 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選挙並びに指定都市の議会の議員及び長の選挙に関するこの法律の規定を適用するについては、政令の定めるところにより、当該市においては、区及び総合区を市とみなし、区及び総合区の選挙管理委員会及び選挙管理委員を市の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。この場合において、第二十二条第一項の規定の適用については、同条第一項中「有する者」とあるのは、「有し、かつ、その日において当該区又は総合区の区長又は総合区長
が作成する住民基本台帳に記録されている者（前条第二項に規定する者にあつては、当該市の
区域内から住所を移す直前に当該区又は総合区の区長又は
総合区長が作成する住民基本台帳に記録されていた者）」

第二項に規定する者にあつては、当該指定都市の区域内から住所を移す直前に当該区の区長が作成する住民基本台帳に記録されていた者」とする。

(選挙に関する届出等の時間)

第二百七十三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により 総務大臣、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会、選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長等に対して行う届出、請求、申出その他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間に行わなければならぬ。ただし、次に掲げる行為は、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内に行わなければならぬ。

一 第二十八条の二第一項（同条第九項の規定により読み替えて適用される場合を含む。第三号において同じ。）の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧の申出（第二十四条第一項各号に定める期間又は期日のうち地方公共団体の休日に行われる特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためのものを除く。）又は第二十八条の三第一項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧の申出

二 （略）

三 第三十条の十二において準用する第二十八条の二第一項の規定による在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出（第三十条の八第一項各号に掲げる期間又は期日のうち地方公共団体の休日に行われる特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためのものを除く。）又は第三十条の十二において準用する第二十八条の二第一項第一項の規定による在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出

(選挙に関する届出等の時間)

第二百七十三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて総務大臣、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙管理委員会、選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長等に対してする届出、請求、申出その他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間にしなければならない。ただし、次に掲げる行為は、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内にしなければならない。

一 第二十八条の二第一項（同条第九項において 読み替えて適用される場合を含む。第三号において同じ。）

二 第二十九条第二項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧の申出 又は第二十八条の三第一項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧の申出

求

三 第三十条の十二において準用する第二十八条の二第一項又は 第二十九条第二項の規定による選挙人名簿の修正に関する調査の請求

第二十八条の三第一項の規定による在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出

第二十八条の三第一

四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項若しくは第八項の規定による投票に關し国外において行う行為、第四十九条の二第一項第一号の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により在外公館の長に対して行う行為は、政令で定める時間内に行わなければならぬ。

附 則													
1	(略)	2	(略)	3	(略)								
4	(略)	5	(略)	6	(略)								
6	政令で定める日前に住民基本台帳に記録されたことがある者であつて、同日以後いづれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものに対するこの法律の適用については、第三十条の五第一項中「最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いづれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会」とあり、及び同条第三項中「当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該申請をした者が、いづれの市町村の住民基本台帳にも記録され	1	この法律は、昭和二十五年五月一日から施行する。	2	戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の適用を受けない者の選挙権及び被選挙権は、当分の間、停止する。	3	前項の者は、選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録することができない。	4	海上の交通がとざされその他特別の事情がある地域で政令で指定するものにおいては、政令で定めるまでは、選挙は、行わない。	5	前項に掲げる地域において初めて行う選挙に關し必要な事項は、政令で定める。	6	政令で定める日前に住民基本台帳に記録されたことがある者であつて、同日以後いづれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものに対するこの法律の適用については、第三十条の五第一項中「最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いづれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会」とあり、及び同条第三項中「当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該申請をした者が、いづれの市町村の住民基本台帳にも記録され

四 第三十条の十三第二項において準用する第二十九条第二項の規定による在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求

2 前項の規定にかかわらず、第四十九条第一項、第四項、第七項若しくは第八項の規定による投票に關し国外においてする行為、第四十九条の二第一項第一号の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対してする行為は、政令で定める時間内にしなければならない。

附 則											
1	この法律は、昭和二十五年五月一日から施行する。	2	戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の適用を受けない者の選挙権及び被選挙権は、当分の間、停止する。	3	前項の者は、選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録することができない。	4	海上の交通がとざされその他特別の事情がある地域で政令で指定するものにおいては、政令で定めるまでは、選挙は、行わない。	5	前項に掲げる地域において初めて行う選挙に關し必要な事項は、政令で定める。	6	政令で定める日前に住民基本台帳に記録されたことがある者であつて、同日以後いづれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがないものに対するこの法律の適用については、第三十条の五第一項中「最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いづれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会」とあり、及び同条第三項中「当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該申請をした者が、いづれの市町村の住民基本台帳にも記録され

たことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会」とあるのは、「申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会」と

する。

7 (略)

日」とする。

7 当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対するこの法律の適用については、第十一条第三項中「市町村長は、その市町村に本籍を有する者で」とあるのは「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号。以下「特別措置法」という。）第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者で」と、第三十条の五第一項及び第三項中「申請の時におけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時において特別措置法第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」と、第三十条の十三第一項中「市町村長は、その市町村に本籍を有する者で」とあるのは「特別措置法第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者で」と、前項の規定により読み替えて適用される第三十条の五第一項及び第三項中「申請の時におけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時において特別措置法第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」とする。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第四章 選挙人名簿

（登録の抹消）

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の一第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

第四章の二 在外選挙人名簿

（在外選挙人名簿）

第三十条の二 （略）

第四章 選挙人名簿

（登録の抹消）

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 前条第一項及び第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。

（新設）

三 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

第四章の二 在外選挙人名簿

（在外選挙人名簿）

第三十条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿のほか、在外選挙人名簿の調製及び保管を行う。

<p>2 (略)</p> <p>3 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行い、及び同条第四項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿への登録の移転（選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿の登録を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。</p>	<p>2 在外選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、衆議院議員及び参議院議員の選挙を通じて一の名簿とする。</p> <p>3 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行つるも</p>
<p>4 (略)</p> <p>5 選挙を行う場合において必要があるときは、在外選挙人名簿の抄本（前項の規定により磁気ディスクをもつて在外選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第二百五十五条の四第一項第一号及び第二百七十三条第一項第三号において同じ。）を用いることができる。</p>	<p>4 在外選挙人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスクをもつて調製することができる。</p> <p>5 選挙を行う場合において必要があるときは、在外選挙人名簿の抄本（前項の規定により磁気ディスクをもつて在外選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下同じ。）を用いることができる。</p>
<p>6 (略)</p> <p>（在外選挙人名簿の記載事項等）</p> <p>第三十条の三 (略)</p> <p>（在外選挙人名簿の記載事項等）</p> <p>第三十条の三 在外選挙人名簿には、選挙人の氏名、最終住所（選挙人が国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所をいう。以下同じ。）又は申請の時（選挙人が第三十条の五第一項の規定による申請書を同条第二項に規定する領事官又は同項に規定する総務省令・外務省令で定める者に提出した時をいう。同条第一項及び第三項において同じ。）における本籍、性別及び生年月日等の記載（前条第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあつては、記録）をしな</p>	<p>6 在外選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六条の規定は、適用しない。</p>

2

(略)

3

(略)

(在外選挙人名簿の被登録資格等)

第三十条の四 在外選挙人名簿の登録（在外選挙人名簿への登録の移転に係るものを除く。以下同じ。）は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満十八年以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。次項及び次条において同じ。）で、同条第一項の規定による申請がされ、かつ、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）の管轄区域（在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域をいう。同項及び同条第三項第二号において同じ。）内に引き続き三箇月以上住所を有するものについて行う。

2 在外選挙人名簿への登録の移転は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満十八年以上の日本国民で最終住所の所在地の市町村の選挙人名簿に登録されている者の中、次条第四項の規定による申請がされ、かつ、国外に住所を有するものについて行う。

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

ければならない。

2

市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、政令で定めるところにより、在外選挙人名簿を編製する一以上の投票区（以下「指定在外選挙投票区」という。）を指定しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、在外選挙人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

(在外選挙人名簿の被登録資格)

第三十条の四 在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満十八年以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。次条第一項において同じ。）で、同条第一項の規定による申請がされ、在外選挙人名簿の登録の申請に係り、その者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）の管轄区域（在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域をいう。同項及び同条第三項第二号において同じ。）内に引き続き三箇月以上住所を有するものについて行う。

(新設)

(在外選挙人名簿の登録の申請)

第三十条の五

年齢満十八年以上の日

本国民で、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満十八年以上の日
る領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところによ
り、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、
いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合
には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に
在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

2 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、在外選挙人名
簿に関する事務について当該申請をする者の住所を管轄する領事官（当
該領事官を経由して当該申請をすることが著しく困難である地域として
総務省令・外務省令で定める地域にあつては、総務省令・外務省令で定
める者。以下この章において同じ。）を経由してしなければならない。

3 前項の場合において、領事官は、政令で定めるところにより、次の各
号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日以後速やかに、第一
項の規定による申請書にその申請をした者に係る前条第一項に定める在
外選挙人名簿に登録される資格（次条第一項及び第三十条の十三第二項
において「在外選挙人名簿の被登録資格」という。）に関する意見を付
して、当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会
(当該申請をした者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録された
ことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町
村の選挙管理委員会)に送付しなければならない。

一 (略)

二 (略)

第三十条の五 在外選挙人名簿に登録されていない年齢満十八年以上の日

本国民で、在外選挙人名簿の登録の申請に關し、その者の住所を管轄す
る領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところによ
り、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、
いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合
には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に
在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

2 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、在外選挙人名
簿の登録の申請に關し、当該申請をする者の住所を管轄する領事官（当
該領事官を経由して申請を行う）ことが著しく困難である地域として
総務省令・外務省令で定める地域にあつては、総務省令・外務省令で定
める者。以下この章において同じ。）を経由してしなければならない。

3 前項の場合において、領事官は、政令で定めるところにより、次の各
号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日以後速やかに、第一
項の規定による申請書にその申請をした者に係る前条第一項に定める在
外選挙人名簿に登録される資格

に関する意見を付

して、当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会
(当該申請をした者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録された
ことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町
村の選挙管理委員会)に送付しなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該申請の時の属する日

二 当該申請の時の属する日が当該申請書に当該領事官の管轄区域内に
住所を有することとなつた日として記載された日から三箇月を経過し
ていない場合 当該記載された日から三箇月を経過した日

(新設)

第二十四条の規定による届出（以下この項において「国外転出届」という。）がされた者のうち、当該国外転出届がされた市町村の選挙人名簿に登録されているもの（当該市町村の選挙人名簿に登録されていない者で、当該国外転出届に転出の予定年月日として記載された日までに、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有することとなるものを含む。）は、政令で定めるところにより、同日までに、文書で、当該市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録の移転の申請をすることができる。

5 | 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による申請があつた場合には、政令で定めるところにより、外務大臣に対し、当該申請をした者（当該市町村の選挙人名簿から抹消された者を除く。次項において同じ。）の国外における住所に関する意見を求めなければならない。

6 | 外務大臣は、前項の規定により第四項の規定による申請をした者の国外における住所に関する意見を求められたときは、政令で定めるところにより、市町村の選挙管理委員会に対し、当該申請をした者の国外における住所に関する意見を述べなければならない。

（在外選挙人名簿の登録等）

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

2 | 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格（第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。）を有する者である場合には、遅滞なく

（新設）

（新設）

（在外選挙人名簿の登録）

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

（新設）

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

3 | 市町村の選挙管理委員会は、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日

の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間においては、前二項の規定にかかわらず、在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転を行わない。

4 | 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による登録をしたときは、

前条第三項の規定により同条第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、同項の規定による申請をした者に、在外選挙人名簿に登録されている者であることの証明書（以下「在外選挙人証」という。）を交付しなければならない。

5 | 市町村の選挙管理委員会は、第二項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転をしたときは、在外選挙人名簿に関する事務について前条第

四項の規定による申請をした者の住所を管轄する領事官を経由して、当該申請をした者に、在外選挙人証を交付しなければならない。

第二十条の七 削除

（在外選挙人名簿の登録等に関する異議の申出）

第三十条の八 選挙人は、在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転に關し不服があるときは、これらに關於する処分の直後に到来する次に掲げる期間又は期日に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

一 （略）

二 （略）

2 | 市町村の選挙管理委員会は、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間においては、前項の規定にかかわらず、登録を行わない。

3 | 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による登録をしたときは、前条第三項の規定により同条第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、同項の規定による申請をした者に、在外選挙人名簿に登録されている者であることの証明書（以下「在外選挙人証」という。）を交付しなければならない。

（新設）

第二十条の七 削除

（在外選挙人名簿の登録に関する 異議の申出）

第三十条の八 選挙人は、在外選挙人名簿の登録に關し不服があるときは、当該登録に關於する処分の直後に到来する次に掲げる期間又は期日に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

一 第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日の翌日から五日間

二 衆議院議員又は参議院議員の選挙に係る第二十二条第三項の規定

2

市町村の選挙管理委員会は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から三日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに在外選挙人名簿に登録し、若しくは在外選挙人名簿から抹消し、又はその者について在外選挙人名簿への登録の移転をし、若しくは在外選挙人名簿からの抹消と同時に選挙人名簿の登録（選挙人名簿の登録については、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する場合に限る。）をし、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

3

（略）

2

による選挙人名簿の登録が行われた日の翌日

2

第一十四条第二項の規定は、前項の異議の申出について準用する。

行政不服審査法第九条第四項、第十九条第二項（第三号及び第五号を除く。）、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一条（第五項を除く。）、第三十二条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、第四十四条並びに第五十三条の規定は、第一項の異議の申出について準用する。この場合において、これらの規定（同法第四十四条の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「公職選挙法第三十条の八第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第二十四条第一項中「第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定で」と、同法第三十一条第一項中「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三

4 (略)

(在外選挙人名簿の登録等に関する訴訟)

第三十条の九 第二十五条第一項から第三項までの規定は、在外選挙人名簿の登録及び在外選挙人名簿への登録の移転に関する訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第三十条の八第二項において準用する前条第二項」と、「七日」とあるのは「七日（政令で定める場合には、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便による送付に要した日数を除く。）」と読み替えるものとする。

2 第二百十三条、第二百十四条及び第二百十九条第一項の規定は、前項において準用する第二十五条第一項及び第三項の訴訟について準用する。この場合において、第二百十九条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条若しくは第二百八条の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十条第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力を争う立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に關し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求とあるのは、「一の第三十条の八第一項各号に掲げる期間又は期日に

号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

4 第二百十四条の規定は、第一項の異議の申出について準用する。

(在外選挙人名簿の登録に関する訴訟)

第三十条の九 第二十五条第一項から第三項までの規定は、在外選挙人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」と、「七日」とあるのは「七日（政令で定める場合には、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便による送付に要した日数を除く。）」と読み替えるものとする。

2 第二百十三条、第二百十四条及び第二百十九条第一項の規定は、前項において準用する第二十五条第一項及び第三項の訴訟について準用する。この場合において、第二百十九条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条若しくは第二百八条の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十条第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力を争う立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に關し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求とあるのは、「一の第三十条の八第一項各号に掲げる期間又は期日に

異議の申出を行うことができる一の市町村の選挙管理委員会が行う在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転に關し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

第二十条の十 (略)

第三十条の十 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者の記載内容（第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあつては、記録内容。第三十条の十四第一項において同じ。）に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載（第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあつては、記録）の修正又は訂正をしなければならない。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

異議の申出を行うことができる一の市町村の選挙管理委員会が行う在外選挙人名簿の登録に關し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知つたとき。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第三十条の十二 (略)

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第三十条の十二 第二十八条の二から第二十八条の四までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。この場合において、第二十八条の二第一項中「第二十四条第一項各号に定める」とあるのは、「第三十条の八第一項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

(在外選挙人名簿の修正等に関する通知等)

第二十条の十三 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村の在外選挙人名簿に登録されているもの（以下この項において「他市町村在外選挙人名簿登録者」という。）について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載をした場合又は戸籍の附票の記載、消除若しくは記載の修正をした場合において、当該他の市町村の選挙管理委員会において在外選挙人名簿の修正若しくは訂正をすべきこと若しくは当該他市町村在外選挙人名簿登録者を在外選挙人名簿から抹消すべきこと又は当該他市町村在外選挙人名簿登録者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 第二十九条の規定は、在外選挙人名簿の被登録資格及び在外選挙人名

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 登録の際に登録される

でなかつたことを知つたとき。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第三十条の十二 第二十八条の二から第二十八条の四までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。この場合において、第二十八条の二第一項中「第二十四条第一項各号に定める」とあるのは、「第三十条の八第一項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

(在外選挙人名簿の修正等に関する通知等)

第三十条の十三 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村の在外選挙人名簿に登録されているもの（以下この項において「他市町村在外選挙人名簿登録者」という。）について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、若しくは職権で戸籍の記載をした場合又は戸籍の附票の記載、消除若しくは記載の修正をした場合において、当該他の市町村の選挙管理委員会において在外選挙人名簿の修正若しくは訂正をすべきこと若しくは当該他市町村在外選挙人名簿登録者を在外選挙人名簿から抹消すべきこと又は当該他市町村在外選挙人名簿登録者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 第二十九条の規定は、在外選挙人名簿に登録される資格

簿の被登録移転資格の確認に関する通報並びに在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

(在外選挙人証交付記録簿の閲覧)

第三十条の十四 (略)

第三十条の十四 領事官は、特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために、選挙人から、当該領事官を経由して在外選挙人証を交付された者についてその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名及び当該登録されている者の氏名その他の在外選挙人名簿の記載内容に関する事項を記載した政令で定める文書（以下この条において「在外選挙人証交付記録簿」という。）を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、当該申出をした選挙人に、その確認に必要な限度において、在外選挙人証交付記録簿を閲覧させなければならぬ。

2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、当該申出をする者の氏名及び住所その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、領事官は、同項の規定による在外選挙人証交付記録簿の閲覧により知り得た事項（次項において「閲覧事項」という。）を不当な目的に利用されるおそれがあることその他第一項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。

4 第一項の規定により在外選挙人証交付記録簿を閲覧した者は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をする目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

の確認に関する通報及び 在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

(在外選挙人証交付記録簿の閲覧)

第三十条の十四 (略)

第三十条の十四 領事官は、特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために、選挙人から、当該領事官を経由して在外選挙人証を交付された者についてその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名及び当該登録されている者の氏名その他の在外選挙人名簿の記載内容に関する事項を記載した政令で定める文書（以下この条において「在外選挙人証交付記録簿」という。）を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、当該申出をした選挙人に、その確認に必要な限度において、在外選挙人証交付記録簿を閲覧させなければならぬ。

2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、当該申出をする者の氏名及び住所その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、領事官は、同項の規定による在外選挙人証交付記録簿の閲覧により知り得た事項（次項において「閲覧事項」という。）を不当な目的に利用されるおそれがあることその他第一項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。

4 第一項の規定により在外選挙人証交付記録簿を閲覧した者は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をする目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

人証交付記録簿を閲覧させてはならない。

(在外選挙人名簿の再調製)

第三十条の十五 (略)

(在外選挙人名簿の再調製)
第三十条の十五 第三十条の規定は、在外選挙人名簿の再調製について準用する。

(在外選挙人名簿の登録等に関する政令への委任)

第三十条の十六 第三十条の四から第三十条の六まで及び第三十条の八から前条までに規定するもののほか、在外選挙人名簿の登録及び在外選挙人名簿への登録の移転に関し必要な事項は、政令で定める。

(在外選挙人名簿の登録に関する政令への委任)

第三十条の十六 第三十条の四から第三十条の六まで及び第三十条の八から前条までに規定するもののほか、在外選挙人名簿の登録に関し必要な事項は、政令で定める。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
最高裁判所裁判官国民審査法目次	最高裁判所裁判官国民審査法目次
第一章 総則	第一章 総則
投票及び開票	投票及び開票
第三章 審査分会及び審査会	第三章 審査分会及び審査会
第四章 再審査	第四章 再審査
第五章 審査の施行に関する費用	第五章 審査の施行に関する費用
第六章 審査に付される裁判官の氏名等の掲示	第六章 審査に付される裁判官の氏名等の掲示
第七章 審査公報の発行	第七章 審査公報の発行
第八章 補則	第八章 補則
附則	附則
第一章 総則	第一章 総則
第一条（この法律の趣旨）最高裁判所の裁判官（以下「裁判官」とい う。）の任命に関する国民の審査（以下「審査」という。）について は、この法律の定めるところによる。	第一条（この法律の趣旨）最高裁判所の裁判官（以下「裁判官」とい う。）の任命に関する国民の審査（以下「審査」という。）について は、この法律の定めるところによる。
第二条（審査の期日）（略）	第二条（審査の期日）審査は、各裁判官につき、その任命後初めて行 われる衆議院議員総選挙の期日に、これを行う。 ② 各裁判官については、最初の審査の期日から十年を経過した後初め て行われる衆議院議員総選挙の期日に、更に審査を行い、その後も、
②（略）	

また同様とする。

第三条（審査を行う区域）（略）

第三条（審査を行う区域） 審査は、全都道府県の区域を通じて、これを行う。

第四条（審査権）（略）

第四条の二（審査予定裁判官の通知等） 中央選挙管理会は、衆議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日以後直ちに、同日以後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に審査に付されることが見込まれる裁判官（以下この条において「審査予定裁判官」という。）の氏名その他政令で定める事項（審査予定裁判官がない場合には、その旨）を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査予定裁判官が二人以上あるときは、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、通知しなければならない。

（新設）

第四条（審査権） 衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有する。

- ② 前項又はこの項の規定による通知をした後次条第一項の規定による告示（以下「審査の告示」という。）までの間に裁判官が任命された場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨及びその時における審査予定裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査予定裁判官が二人以上あるときは、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、通知しなければならない。
- ③ 前二項の規定による通知をした後審査の告示までの間に審査予定裁判官のいざれかがその官を失い、又は死亡した場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなけれ

第五条（審査の期日及び裁判官の氏名の告示） 中央選挙管理会は、衆

第五条（審査の期日及び裁判官の氏名の告示） 中央選挙管理会は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を官報で告示しなければならない。

る審査に付される裁判官の氏名の順序（以下この条及び次条第一項において「裁判官の氏名の告示順序」という。）は、前条第一項の規定による通知の順序によるものとする。

(3) 前条第一項の規定による通知によりその氏名を通知された裁判官（以下この項及び第十四条第一項において「通知裁判官」という。）のいずれかが、前条第一項の規定による通知をした後審査の告示までの

(新設)

第五条（審査の期日及び裁判官の氏名の告示） 中央選挙管理会は、審査の期日前十二日までに、審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を官報で告示しなければならない。

(新設)

間にその官を失い、若しくは死亡したこと又は審査の告示の日から審査の期日の前日までの間に年齢七十年に達することその他政令で定める事由により審査に付される裁判官とならなかつた場合において、なお審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による通知の順序から、審査に付される裁判官とならなかつた通知裁判官を除いた順序によるものとする。

(4) 前条第一項又は第二項の規定による通知をした後審査の告示までの間に裁判官が任命された場合において、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、前二項の規定にかかわらず、同条第二項の規定による通知（当該通知を二以上したときは、その直近のもの。次項において同じ。）の順序によるものとする。

(5) 前条第二項の規定による通知によりその氏名を通知された裁判官（以下この項及び第十四条第二項において「新通知裁判官」という。）のいずれかが、前条第二項の規定による通知をした後審査の告示までの間にその官を失い、若しくは死亡したこと又は審査の告示の日から審査の期日の前日までの間に年齢七十年に達することその他政令で定める事由により審査に付される裁判官とならなかつた場合において、なお審査に付される裁判官が二人以上あるときは、裁判官の氏名の告示順序は、前三項の規定にかかわらず、同条第二項の規定による通知の順序から、審査に付される裁判官とならなかつた新通知裁判官を除いた順序によるものとする。

第五条の二（審査に付される裁判官に関する通知） 中央選挙管理会は、審査の告示をしたときは、直ちに、審査に付される裁判官の氏名その他の政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければ

（新設）

（新設）

<p>第五条の三（裁判官が退官等した場合における審査の取扱い等）　審査</p> <p>に付される裁判官のいざれかが、審査の期日前にその官を失い、又は死亡した場合には、その者についての審査は、行わない。</p> <p>② 前項の場合においては、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を官報で告示するとともに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。</p>	<p>④ 市町村の選挙管理委員会（指定都市においては、区又は総合区の選挙管理委員会）は、都道府県の選挙管理委員会から前項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、その旨を投票管理者及び開票管理者（数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者を除く。）に通知しなければならない。</p>	<p>③ 都道府県の選挙管理委員会は、中央選挙管理会から前二項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、その旨を審査分会長、市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、市の選挙管理委員会を経て区又は総合区の選挙管理委員会）及び数町村の区域を区域とする開票区の開票管理者に通知しなければならない。</p>	<p>② 中央選挙管理会は、審査に付される裁判官がないため審査を行わないこととなつたときは、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。</p>
--	---	---	---

（新設）

（新設）

③ 審査に付される裁判官のいずれかについてその氏名に変更が生じた場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を官報で告示するどもに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。

この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。
④ 審査に付される裁判官のいずれかについて前条第一項に規定する政令で定める事項に変更が生じた場合には、中央選挙管理会は、直ちに、その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、同条第三項及び第四項の規定を準用する。

(新設)

第六条 (審査の方法) (略)

第六条 (審査の方法) 審査は、投票によりこれを行う。
② 投票は、一人一票に限る。

第七条 (投票区及び開票区) (略)

第七条 (投票区及び開票区) 審査の投票区及び開票区は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票区及び開票区による。

第八条 (審査人の名簿) (略)

第八条 (審査人の名簿) 審査には、公職選挙法(昭和二十五年法律第一百号)に規定する選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる。

第九条 (審査に関する事務の管理) (略)

第九条 (審査に関する事務の管理) 審査に関する事務は、中央選挙管理会が管理する。

第十条 (技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求) (略)

第十条 (技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求) 中央選挙管理会は、審査に関する事務について、都道府県又は市町村に対し、都道府県又は市町村の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため

若しくは都道府県又は市町村の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

中央選挙管理会は、審査に関する事務について、都道府県の選挙管理委員会に対し、地方自治法 第二百四十五条の四第一項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに關し、必要な指示をすることができる。

選舉管

中央選挙管理会は、審査に関する事務について、都道府県の選挙管理委員会に対し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに關し、必要な指示をすることができる。

都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、中央選挙管理会に対し、審査に関する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

第十条の一（是正の指示） （略）

③ (略) ② (略)

② 中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の選挙管理委員会に対し、地方自治法第二百四十五条の七第二項の規定による市町村に対する指示に関することができる。

③ 中央選挙管理会は、前項の規定によるほか、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める場合、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認める場合において、緊急を要するときその他

特に必要があると認めるときは、自ら当該市町村に対し、当該第一号法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に關し、必要な指示をすることができる。

第十一條（処理基準）

（略）

②（略）

③（略）

④（略）
⑤（略）

（削る）

第十条の三（処理基準） 中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る都道府県の第一号法定受託事務の処理について、都道府県が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。

② 都道府県の選挙管理委員会が、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により、市町村の選挙管理委員会がこの法律の規定に基づき担任する第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定める場合において、当該都道府県の選挙管理委員会の定める基準は、次項の規定により中央選挙管理会の定める基準に抵触するものであつてはならない。

③ 中央選挙管理会は、特に必要があると認めるときは、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、市町村が当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる

④ 中央選挙管理会は、この法律又はこの法律に基づく政令に係る市町村の第一号法定受託事務の処理について、都道府県の選挙管理委員会に対し、地方自治法第二百四十五条の九第二項の規定により定める基準に關し、必要な指示をすることができる。

⑤ 第一項又は第三項の規定により定める基準は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

第十一條（裁判官の退官等の場合）

審査に付される裁判官が、審査の

期日前その官を失い、又は死亡したときは、その裁判官についての審査は、これを行わない。

- ② 前項の場合においては、中央選挙管理会は、直ちにその旨を官報で告示しなければならない。

第二章 投票及び開票

第十二条（投票に関する事務の担任）（略）

②（略）

第十三条（投票の時及び場所）（略）

第十二条（投票に関する事務の担任）衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に関する事務を担任する。

- ② 衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人は、審査における投票立会人となるものとする。

第十三条（投票の時及び場所）審査の投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票所において、その投票と同時にこれを行う。

第十四条（投票用紙の調製）投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として通知裁判官の氏名を第四条の二第一項の規定による通知の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならぬものとし、都道府県の選挙管理委員会は、別記様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。

第十四条（投票用紙の様式）投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名を、中央選挙管理会がくじで定めた順序により、印刷しなければならない。

- ② 投票用紙には、審査に付される各裁判官に対する×の記号を記載する欄を設けなければならない。

- ③ 投票用紙は、別記様式に準じて都道府県の選挙管理委員会がこれを調製しなければならない。

④ 前項の規定にかかわらず、第四条の二第二項に規定する場合には、投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として新通知裁判官の氏名を同項の規定による通知（当該通知が二以上あるときは、その直近

（もの）の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、別記様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。

第十四条の一（裁判官が退官等した場合における投票用紙の取扱い等）

前条第一項の規定により調製された投票用紙は、第五条第三項又は第五条の三第一項に規定する場合においても、そのまま用いるものとする。

② 前条第一項の規定により調製された投票用紙は、第五条第五項又は第五条の三第一項に規定する場合においても、そのまま用いるものとする。

③ 前二項の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、前条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなつた者がある旨の掲示をしなければならない。

④ 前三項の規定は、前条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた場合について準用する。この場合において、第一項中「第五条第三項又は第五条の三第一項に規定する」とあり、及び第二項中「第五条第五項又は第五条の三第一項に規定する」とあるのは「同項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた」と、前項中「審査を行わないこととなつた」とあるのは「氏名に変更が生じた」と読み替えるものとする。

（新設）

第十五条（投票の方式）（略）

裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

②（略）

第十六条（点字による投票）（略）

第十六条の二（期日前投票の時及び場所）審査の期日前投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の期日前投票所において、その期日前投票と同時に行う。ただし、審査の告示の日が第四条の二第一項の規定による通知（同条第二項に規定する場合には、同項の規定による通知とし、当該通知が二以上あるときは、その直近のものとする。）をした日から四日以内である場合には、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行う。

②（略）

第十六条の二（期日前投票の時及び場所）審査の期日前投票は、衆議

（新設）

第十六条（点字による投票）点字による審査の投票を行う場合においては、審査人は、投票所において、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときはその裁判官の氏名を自ら記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

②前項の場合における投票用紙の様式その他必要な事項は、政令でこれを定める。

②前項ただし書の場合においては、中央選挙管理会は、審査の告示の日に、審査の期日前投票を行う期間を官報で告示するとともに、当該期間を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合においては、第五条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

第十七条（投票録）（略）

第十七条（投票録）投票管理者は、審査の投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

第十八条（投票の秘密）（略）

第十八条（投票の秘密）何人も、審査人のした審査の投票の内容を陳述する義務を負わない。

第十九条（開票に関する事務の担任）（略）

第十九条（開票に関する事務の担任）衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者は、審査における開票管理者となり、審査の開票に関する事務を担任する。

②（略）

第二十条（開票の時及び場所）（略）

② 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

第二十条（開票の時及び場所）審査の開票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の開票所において、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日にこれをを行う。

第二十一条（投票の点検及びその結果の報告）（略）

第二十一条（投票の点検及びその結果の報告）開票管理者は、審査の投票の点検を終えたときは、直ちにその結果を審査分会長に報告しなければならない。

第二十二条（投票の効力）審査の投票で次の各号のいづれかに該当するものは、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの
二 ×の記号以外の事項を記載したもの

第二十二条（投票の効力）審査の投票で左に掲げるものは、これを無効とする。

一 成規の用紙を用いないもの
二 ×の記号以外の事項を記載したもの

三 ×の記号を自ら記載したものでないもの

② 第十四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその

氏名が印刷された者が二人以上の場合には、前項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。これらの者のいずれに対して×の記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。

三 ×の記号を自ら記載したものでないもの

② 審査に付される裁判官

が二人以上の場合においては、前項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。裁判官の何人について×の記号を記載したかを確認し難い記載もまた同様とする。

第二十三条（開票録）（略）

第二十四条（投票等の保存）（略）

第二十三条（開票録）開票管理者は、審査の開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

第二十五条（選挙の投票を行わない場合）（略）

第二十四条（投票等の保存）審査の投票は、有効無効を区別し、審査の投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間これを保存しなければならない。

②（略）

第二十五条（選挙の投票を行わない場合）公職選挙法第一百条第一項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票を行わない場合においても、審査は、これを行う。

② 前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二条第一項、第十三条、第十九条第一項及び第二十条の規定にかかわらず、公職選挙法第三十七条第一項、第二項、第五項及び第七項、第三十九条、第四十一条、第六十一条第一項、第二項及び第五項並びに第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。

③ 前項の投票及び開票においては、第十二条第二項及び第十九条第二項の規定にかかわらず、投票管理者又は開票管理者は、各投票区又は開票区における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人一人又は開票立会人三人を選任しなければな

らない。

第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項）　この法律及びこの法律に基づく　命令に規定するもののほか、投票及び開票に関するものは、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。

第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項）　この法律及びこれに基づいて発する命令に規定するもののほか、投票及び開票に関するものは、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。ただし、同法第四十八条の二の規定の例による場合においては、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に審査の投票をしなければならない。

第三章 審査分会及び審査会

第三十二条（罷免を可とされた裁判官）　罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものとする。ただし、投票の総数が、公職選挙法第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち審査の期日の直前の日現在において第八条の選挙人名簿に登録されている者の総数の百分の一に達しないときは、この限りでない。

第四章 審査の結果

第三十五条（罷免の効果）　罷免を可とされた裁判官は、次条　又は第三十八条の規定による訴えを提起すべき期間が経過した日（その訴えの提起があつた場合には　）、その訴訟が裁判所に係属しなく

第三十二条（罷免を可とされた裁判官）　罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものとする。但し、投票の総数が、公職選挙法第二十二条第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日のうち審査の日の直前の日現在において第八条の選挙人名簿に登録されている者の総数の百分の一に達しないときは、この限りでない。

第四章 審査の結果

第三十五条（罷免の効果）　罷免を可とされた裁判官は、第三十六条又は第三十八条の規定による訴を提起すべき期間が経過した日（その訴の提起があつた場合においては、その訴訟が裁判所に係属しなく

なつた日又はその訴訟について裁判の確定した日）に罷免される。

- ② 審査の結果罷免された裁判官は、罷免の日から五年間は、最高裁判官に任命されることができない。

③ （略）

第八章 補則

第五十二条（裁判官の氏名の掲示） （略）

第五十三条（審査公報の発行） （略）

第五十二条（裁判官の氏名の掲示） 市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名、経歴その他審査に關し参考となるべき事項を掲載した審査公報を発行しなければならない。

第五十四条（特別区等に対する適用） この法律中市に関する規定は、特別区に適用する。

② この法律中市に関する規定（第五条の二第三項及び第四項（これらが規定を第五条の三第二項から第四項まで及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十条、第十条の二第二項及び第三項、第十二条第二項から第四項まで並びに別記様式備考第二号の規定を除く。）は、指定都市においては区及び総合区に適用する。

なつた日又はその訴訟について裁判の確定した日）に罷免される。

- ② 審査の結果罷免された裁判官は、罷免の日から五年間は、最高裁判所の裁判官に任命されることができない。

③ 第一項に規定する裁判官は、同項の規定による罷免されるべき日前にその官を失つたときは、同項の規定により罷免されたものとみなす。

第八章 補則

第五十二条（審査公報の発行） 都道府県の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名、経歴その他審査に關し参考となるべき事項を掲載した審査公報を発行しなければならない。

第五十四条（特別区等に対する適用） この法律中市に関する規定は、特別区の存する区域においては特別区に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区に、これを適用する。

°

別記様式（第十四条関係）

別記

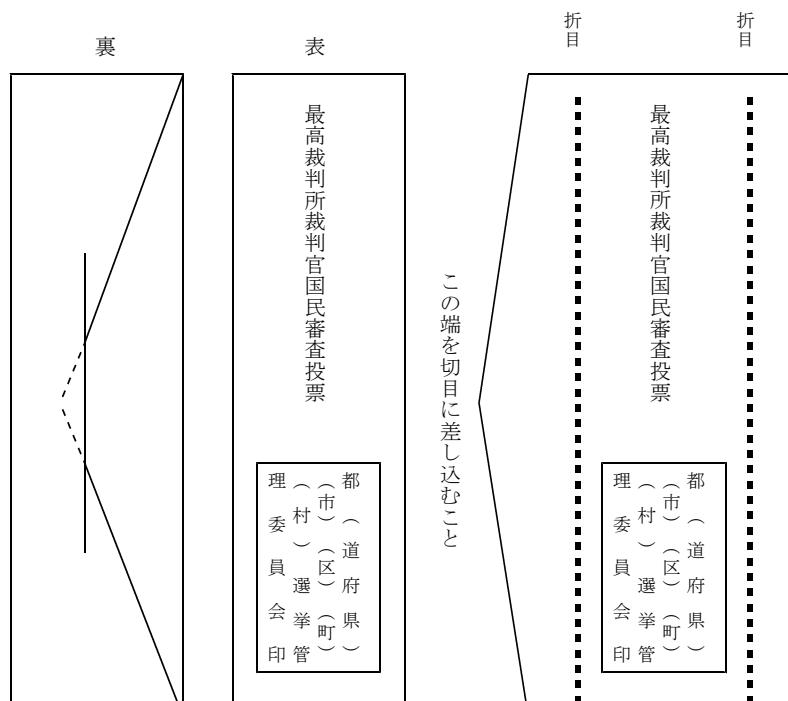
投票用紙様式

折目	折目	折目	折目	折目	折目	折目
× を 書 く 欄 らん	甲 こう	野 の	裁 さい	判 ばん	官 かん	の 名 な
乙 おつ	郎 ろう					

切目

備考
一 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から×の記号を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
二 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。
三 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会

備考
一 用紙は、折り畳んだ場合において、なるべく外部から印を透視することができない紙質のものを用いなければならない。
二 用紙は、単に折合せとし、差込式によらないでも差し支えない。
三 投票用紙におすべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。
四 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷するこ



は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

四 第十四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に同一氏名の者が二人以上ある場合は、中央選挙管理会の定めるところにより、裁判官の氏名の欄の下に当該同一氏名の者を区別するに足りる事項を記載する欄を設けなければならない。

とができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙におすべき都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第二編 普通地方公共団体	第二編 普通地方公共団体
第五章 直接請求	第五章 直接請求
<p>第一節 条例の制定及び監査の請求</p> <p>第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者（以下この条において「代表者」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>④ 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たつては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えるなければならない。</p> <p>⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行わ</p>	<p>第一節 条例の制定及び監査の請求</p> <p>第七十四条 普通地方公共団体の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。</p> <p>② 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。</p> <p>③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>④ 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たつては、政令の定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えるなければならない。</p> <p>⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録が行わ</p>

れた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。

(6) 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、第一項の代表者（以下この項において「代表者」という。）となり、又は代表者であることができない。

一 公職選挙法第二十七条第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた

者（同法第十二条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。）を除く。）

二 （略）

三 第一項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

(7) 第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行われる区域内においては請求のための署名を求めることができない。

(8) 選挙権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は

れた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。

(6) 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、第一項の代表者（以下この項において「代表者」という。）となり、又は代表者であることができない。

一 公職選挙法第二十七条第一項又は第二項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有している者（同法第十二条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。）を除く。）

二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者

三 第一項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

(7) 第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行なわれることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行なわれる区域内においては請求のための署名を求めることができない。

(8) 選挙権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は

改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者（代表者及び

代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができ。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

⑨ 前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合は、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

第六章 議会

第八節 議員の辞職及び資格の決定

第一百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき、又は第九十二条の二（第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第十一条、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

（削る）

改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者（条例の制定又は改廃の請求者の代表者及び当該代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができ。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

⑨ 前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求者の氏名を条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合は、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

第一百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき、又は第九十二条の二（第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第十一条、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

② 都道府県の議会の議員は、住所を移したため被選挙権を失つても、そ

の住所が同一都道府県の区域内に在るときは、そのためにその職を失うことはない。

- ② 前項の場合は、議員は、第一百七条の規定にかかわらず、その会議に出席して自己の資格に関し弁明することはできるが決定に加わることができない。

- ③ 第百十八条第五項及び第六項の規定は、第一項の場合について準用する。

- ④ 第百十八条第五項及び第六項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第七章 執行機関

第三節 委員会及び委員

第四款 選挙管理委員会

第一百八十二条 (略)

第一百八十二条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

② 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

③ 委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。

④ 法律の定めるところにより行なわれる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は、委員又は補充員となることができない。

⑤ (略)

⑥ (略)

⑦ (略)
⑧ (略)

第一百八十四条
(略)

⑤ 委員又は補充員は、それぞれその中の一人が同時に同一の政党その他の政治団体に属することとなつてはならない。

⑥ 第一項又は第二項の規定による選挙において、同一の政党その他の政治団体に属する者が前項の制限を超えて選挙された場合及び第三項の規定により委員の補欠を行えば同一の政党その他の政治団体に属する委員の数が前項の制限を超える場合等に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

⑦ 委員は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。
⑧ 委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

第一百八十四条 選挙管理委員は、選挙権を有しなくなつたとき、第一百八十三条の五第六項の規定に該当するときは第百八十二条第四項に規定する者に該当するときは、その職を失う。その選挙権の有無又は第一百八十一条第五第六項の規定に該当するかどうかは、選挙管理委員が公職選挙法第十一條若しくは同法第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため選挙権を有しない場合を除くほか、選挙管理委員会がこれを決定する。

第一百九十三条 第百四十一條第一項及び第一百六十六条第一項の規定は選挙管理委員について、第一百五十三条第一項、第一百五十四条及び第一百五十九条の規定は選挙管理委員会の委員長について、第一百七十二条第二項及び第四項の規定は選挙管理委員会の書記長、書記その他の職員について、それぞれ準用する。

第一百九十三条 第百二十七条第二項、第一百四十一條第一項及び第一百六十六条第一項の規定は選挙管理委員に、第一百五十三条第一項、第一百五十四条及び第一百五十九条の規定は選挙管理委員会の委員長に、第一百七十二条第二項及び第四項の規定は選挙管理委員会の書記長、書記その他の職員にこれを準用する。

(直接請求)

第二百九十二条の六 前編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）及び第二百五十二条の三十九（第十四項を除く。）の規定は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定若しくは改廃、広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連合の議会の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章（第七十四条第一項を除く。）の規定中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、第七十四条第一項中「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下この編において「選挙権を有する者」という。）」とあるのは「広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項第一号（第七十五条第五項前段、第七十六条第四項、第八十条第四項前段、第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「された者」とあるのは「された者のうち」当該広域連合の区域内に住所を有するもの」と、第七十四条

(直接請求)

第二百九十二条の六 前編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）及び第二百五十二条の三十九（第十四項を除く。）の規定は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定若しくは改廃、広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連合の議会の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章（第七十四条第一項を除く。）の規定中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、第七十四条第一項中「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）」とあるのは「広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項第一号（第七十五条第五項前段、第七十六条第四項、第八十条第四項前段、第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「の他の市町村の区域内」とあるのは「の他の市町村の区域内（当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、第七十四条第六項第三号（第七十五条第五項前段、第七十六条第四項、第八十一条

第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」とあるのは「の区及び総合区」と、第八十条第四項前段において準用する第七十四条第六項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の

）とあるのは「広域連合（当該広域連合が、広域連合の選挙人の投票により当該広域連合の議員を選挙する広域連合である場合には当該選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と、「を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」とあるのは「（選挙区がないときは当該広域連合の区域内の市町村並びに指定都市の区及び総合区）を含み、広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議員を選挙する広域連合である場合には当該議員を選挙した議会が置かれている地方公共団体の区域内の市町村並びに指定都市の区及び総合区（当該広域連合の区域内にあるものに限る。）」と、第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む」とあるのは「の区及び総合区を含む」と、第八十条第四項前段において準用する第七十四条第六項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」）とあるのは「広域連合（当該広域連合が、広域連合の選挙人の投票により当該広域連合の議員を選挙する広域連合である場合には当該選挙区の区域の全部又は一部が含まれる市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区（選挙区がないときは当該広域連合の区域内の市町村並びに指定都市の区及び総合区）を含み、広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議員を選挙する広域連合である場合には当該議員を選挙した議会が置かれている地方公共団体の区域内の市町村並びに指定都市の区及び総合区（当該広域連合の区域内にあるものに限る。）」と、第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項に定めるもののほか、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（第五項前段において「請求権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が

四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連合の規約の変更を要請するよう請求することができる。

3 (略)

4 (略)

5 第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項の規定は第二項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十二条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の

4 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようしなければならない。

5 第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)について、同条第六項の規定は第二項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について、準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十二条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の

区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、同項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「された者」とあるのは「された者のうち」とあるのは「された者のうち」当該広域連合の区域内に住所を有するもの」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区」とあるのは「の区及び総合区」と、同条第八項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第二百五十二条の三十八第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定は、第一項において準用する第二百五十二条の三十九第一項の規定により第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第一項において準用する第七十五条第一項の請求に係る事項についての第二百五十二条の二十九に規定する個別外部監査人の監査について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）と、同条第六項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、同項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「他の市町村の区域内（当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、指定都市である場合には当該市の区及び総合区を含む」とあるのは「の区及び総合区を含む」と、同条第八項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第二百五十二条の三十八第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定は、第一項において準用する第二百五十二条の三十九第一項の規定により第二百五十二条の二十七第三項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第一項において準用する第七十五条第一項の請求に係る事項についての第二百五十二条の二十九に規定する個別外部監査人の監査について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第一項において準用する第七十六条第三項の規定による解散の投票並びに第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票について準用する。

8 前項の投票は、政令で定めるところにより、広域連合の選挙人による選挙と同時にこれを行うことができる。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（選挙人名簿）

第八十九条 第八十六条第一項の市町村（以下この条において単に「市町村」という。）の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、申請に基づいて、毎年九月一日現在で選挙人の選挙資格を調査し、海区漁業調整委員会選挙人名簿を調製しなければならない。

2 前項の場合において申請がないとき、又は申請に錯誤若しくは遗漏があるときは、市町村の選挙管理委員会は、職権で選挙人名簿に登載し、又は申請を補正することができる。

3・4 （略）

5 市町村の選挙管理委員会は、毎年十月二十日から十一月三日までの間、市役所、町村役場又は当該選挙管理委員会が指定した場所において、選挙人名簿を選挙人の縦覧に供しなければならない。この場合において、当該選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

6・9 （略）

現 行

（選挙人名簿）

第八十九条 第八十六条第一項の市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、申請に基づいて、毎年九月一日現在で選挙人の選挙資格を調査し、海区漁業調整委員会選挙人名簿を調製しなければならない。

2 前項の場合において申請がないとき、又は申請に錯誤若しくは遗漏があるときは、選挙管理委員会は、職権で選挙人名簿に登載し、又は申請を補正することができる。

3 選挙人の年齢は、選挙人名簿確定の期日で算定する。

4 選挙人名簿には、選挙人の氏名及び生年月日（法人にあつては名称）並びに住所（当該地区内に住所がない場合には事業場）等を記載しなければならない。

（新設）

5 選挙人名簿は、十二月五日をもつて確定する。
選挙人名簿は、次年の十二月四日まで据えおかなければならぬ。
ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登載されている者が死亡したときは直ちに修正するものとし、選挙人名簿に登載されて

いる者が確定判決により修正すべきものとなつたときは直ちに修正するとともにその旨を告示しなければならない。

7 | 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登載されている者が当該市町村の選挙人名簿に登載される資格を有せず、又は有しなくなつたことを知つた場合には、前項ただし書の規定に該当する場合を除くほか、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

8 | 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村と同一の海区に沿う他の市町村の選挙人名簿に登載されている者を当該市町村の選挙人名簿に登載したときは、直ちにその旨を関係のある市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(公職選挙法の準用)

第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十四条、第二十五条
一、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三项、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第九項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人

(公職選挙法の準用)

第九十四条 公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十条第二項（被選挙人の年齢の算定方法）、第十七条（投票区）、第十八条（第一項ただし書を除く。）（開票区）、第二十三条から第二十五条まで、第三十条（選挙人名簿）、第三十三条、第三十四条第一項、第三项、第四項及び第六項（選挙期日）、第六章（投票）（第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第九項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。）、第七章（開票）（第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）、第八章（選挙会及び選挙分会）（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人

) (第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条から第一百一条の二の二まで並びに第一百八条第二項の規定を除く。) 、第一百十一条第一項及び第二項(欠けた場合の通知)、第一百十六条(議員又は当選人が全てない場合の一般選挙)、第一百十七条(設置選挙)、第一百二十九条、第一百三十条、第一百三十一条第一項及び第二項、第一百三十二条から第一百三十七条まで、第一百三十七条の三、第一百三十八条、第一百四十条の二、第一百四十八条の二、第一百六十一条第一項、第三項及び第四項、第一百六十四条の六、第一百六十六条、第一百七十八条(選挙運動)、第十五章(争訟)(第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百十一条第二項、第二百十六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。) 、第十六章(罰則)(第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十三条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十五条第三項から第六項まで並びに第二百五十五条の四までの規定を除く。) 、第二百六十四条の二(行政手続法の適用除外)、第二百七十条第一項本文(選挙に関する届出等の時間)、第二百七十条の二(不在者投票の時間)、第二百七十条の三

) (第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の一、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条から第一百一条の二の二まで並びに第一百八条第二項の規定を除く。) 、第一百十一条第一項及び第二項(欠けた場合の通知)、第一百十六条(議員又は当選人が全てない場合の一般選挙)、第一百十七条(設置選挙)、第一百二十九条、第一百三十条、第一百三十一条第一項及び第二項、第一百三十二条から第一百三十七条まで、第一百三十七条の三、第一百三十八条、第一百四十条の二、第一百四十八条の二、第一百六十一条第一項、第三項及び第四項、第一百六十四条の六、第一百六十六条、第一百七十八条(選挙運動)、第十五章(争訟)(第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百十一条第二項、第二百十六条及び第二百二十条第四項の規定を除く。) 、第十六章(罰則)(第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十八条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十三条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十三条第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十六条から第二百五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十五条第三項から第六項まで並びに第二百五十五条の四までの規定を除く。) 、第二百六十四条の二(行政手続法の適用除外)、第二百七十条第一項本文(選挙に関する届出等の時間)、第二百七十条の二(不在者投票の時間)、第二百七十条の三

(選挙に関する届出等の期限)、第二百七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)

(選挙に関する届出等の期限)、第二百七十二条（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のよう に読み替えるものとする。

（略）	前条第一項の規定による登録については登録月の三日から七日までの間（同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間）、同条第二項の規定による登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選舉については当該選挙に関する事務を管理する）	（略）
（略）	毎年十月二十日から十一月三日までの間	（略）

(略)	第三十条第二項		
(略)	調製の期日及び異議の 申出期間	調製に 録に 関し	
(略)	関する期日及び期間	調製、縦覧及び確定に	

(略)	(新設)	
(略)	(新設)	
(略)	(新設)	

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（事務費）

第十三条（略）

2～7（略）

8 市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿又は在外選挙人名簿の抄本を作成する場合には、その作成に要する経費として、公職選挙法第二十二条第一項若しくは第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は国会議員の選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数に応じ総務大臣が定める額を加算する。

9～11（略）

（在外選挙特別経費）

第十三条の三 在外選挙に要する経費の額は、公職選挙法第三十条の五

第一項の規定による在外選挙人名簿の登録の申請をした者一人について一千五百十四円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をした者については、四百二十八円）とし、同条第四項の規定による同法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請をした者一人について一千五百二十四円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請をした者については、四百二十八円）とする。

現 行

（事務費）

第十三条（略）

2～7（略）

8 市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿又は在外選挙人名簿の抄本を作成する場合には、その作成に要する経費として、公職選挙法第二十二条第一項若しくは第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は国会議員の選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数に応じ総務大臣が定める額を加算する。

9～11（略）

（在外選挙特別経費）

第十三条の三 在外選挙に要する経費の額は、

在外選挙人名簿の登録の申請を行つた者一人について一千五百二十四円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請を行つた者については、四百二十八円）

とする。

(選挙人の意義)

第二十条 この法律（第十三条第八項を除く。）における選挙人の数は、公職選挙法第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国會議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数とする。

2 (略)

(選挙人の意義)

第二十条 この法律（第十三条第八項を除く。）における選挙人の数は、公職選挙法第二十二条第一項又は第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国會議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数とする。

2 国會議員の選挙の場合においては、前項中「選挙人名簿に登録されている選挙人の数」とあるのは「選挙人名簿に登録されている選挙人の数に当該選挙の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数を加えた数」として、同項の規定を適用する。

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p>（委員の任命）</p> <p>第三十九条 委員は、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て、任命する。但し、道、府及び指定県にあっては、その委員のうち二人は、当該道、府又は県が包括する指定市の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、当該指定市の市長がその市の議会の同意を得て推せんしたものについて、当該道、府又は県の知事が任命する。</p>	<p>（委員の任命）</p> <p>第三十九条 委員は、当該都道府県の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て、任命する。但し、道、府及び指定県にあっては、その委員のうち二人は、当該道、府又は県が包括する指定市の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前五年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、当該指定市の市長がその市の議会の同意を得て推せんしたものについて、当該道、府又は県の知事が任命する。</p>
2・3 (略)	<p>（委員の失職及び罷免）</p> <p>第四十一条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その職を失うものとする。</p>	<p>（委員の失職及び罷免）</p> <p>第四十一条 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、その職を失うものとする。但し、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつたことが住所を移したことに因る場合において、その住所が同一都道府県の区域内にあるときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第三十一条第二項各号のいづれかに該当するに至つた場合 二 当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合（第三十九条第一項ただし書に規定する委員については、当該指

2
6
定市の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合)
(略)

2
6
定市の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合)
(略)

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（住民票の記載等）

第八条（略）

第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正（第十八条を除き、以下「記載等」という。）は、第三十条の二第一項及び第二項、第三十条の三第三項並びに第三十条の四の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の三の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

（選挙人名簿の登録等に関する選挙管理委員会の通知）

第十条 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二十二条第一項若しくは第三項、第二十四条第二項若しくは第二十六条の規定により選挙人名簿に登録したとき、又は同項若しくは同法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

（戸籍の附票の記載事項の特例等）

第十七条の二 戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六第一項の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者、同条第二項の規定に基づいて在外選挙人名簿への登録の移転（同法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をいう。以下この条において同じ。）がされた者及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十七条第一項の規定に基づいて

（選挙人名簿の登録等に関する選挙管理委員会の通知）

第十条 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二十二条第一項若しくは第二項若しくは第三項、第二十六条の規定により選挙人名簿に登録したとき、又は同法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

（戸籍の附票の記載事項の特例等）

第十七条の二 戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六第一項の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者、同条第二項の規定に基づいて在外選挙人名簿への登録の移転（同法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をいう。以下この条において同じ。）がされた者及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十七条第一項の規定に基づいて

法律（平成十九年法律第五十一号）第三十七条第一項の規定に基づいて

在外投票人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録又は在外選挙人名簿への登録の移転がされた市町村名を記載しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に登録したとき、同条第二項の規定により在外選挙

人名簿への登録の移転をしたとき、若しくは同法第三十条の十一の規定により在外選挙人名簿から抹消したとき、又は日本国憲法の改正手続に関する法律第三十七条第一項の規定により在外投票人名簿に登録したとき、若しくは同法第四十二条の規定により在外投票人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録若しくは在外選挙人名簿への登録の移転がされ、又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しなければならない。

別表第二（第三十条の十関係）

提供を受ける通知 府県の区域内の市町村 の市町村長その他の執 行機関	事 務	一の五 市町村長	一の四 （略）	（略）
---	--------	----------	---------	-----

在外投票人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録された市町村名を記載しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に登録したとき、若しくは同法第三十条の十一の規定により在外選挙人名簿から抹消したとき、又は日本国憲法の改正手続に関する法律第三十七条第一項の規定により在外投票人名簿に登録したとき、若しくは同法第四十二条の規定により在外投票人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録され

しなければならない。

別表第二（第三十条の十関係）

提供を受ける通知 府県の区域内の市町村 の市町村長その他の執 行機関	事 務	一の五 市町村長	一の四 （略）	（略）
---	--------	----------	---------	-----

一（一）の四 （略）	提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	別表第四（第三十条の十二関係）	二 選挙管理委員会
（略）	事務	（略）	（略）
		公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者に当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の同法第四十四条、第四十八条の二又は第四十九条の規定による投票を行わせることに関する事務であつて総務省令で定めるもの	名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

			投票をする場合において公職選挙法
一～一の四 （略）	提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	別表第四（第三十条の十二関係）	第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	事務	（略）	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人に当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の公職選挙法 第四十八条の二及び第四十九条の規定による投票を行わせることに関する事務であつて総務省令で定めるもの

一の五 市町村長

(略)	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
-----	---

一の五 市町村長

(略)	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法
(略)	第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

改 正 案	現 行
（選挙権及び被選挙権の停止）	（選挙権及び被選挙権の停止）
第十七条　（略）	第十七条　前条第二項又は第三項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。
2　前条第二項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。	2　前条第二項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。
3　（略）	3　裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。
4　前三項の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、公職選挙法第十一條第三項、第二十一条第一項、第二十七条第一項、第三十条の四第一項、第三十条の十第一項、第八十六条の八第一項及び第一百三	4　前三項の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、公職選挙法第十一條第三項、第二十一条第一項、第二十七条第一項、第三十条の四、第三十条の十第一項、第八十六条の八第一項及び第一百三

十七条の三の規定の適用については、これらの規定に規定する選挙権及び被選挙権を有しない者とみなす。

5 (略)

十七条の三の規定の適用については、これらの規定に規定する選挙権及び被選挙権を有しない者とみなす。

5 第一項から第三項までの規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととなる者に係る地方自治法第百二十七条第一項、第百四十三条第一項及び第一百八十四条第一項の規定の適用については、これらの規定中「第二百五十二条」とあるのは、「第二百五十二条、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十七条第一項から第三項まで」とする。

改 正 案

現 行

（電子情報処理組織による申請等）

第三条（略）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等をすることとしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもつて当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 (略)

第四条 行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該処分通知等に関する他の法令の規定により署名等をすることとしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもつて当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第七条 (略)

別表 (第七条関係)

(略)

(略)

(略)

(略)

別表 (第七条関係)

(略)

(略)

第七条 別表の上欄に掲げる法律の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の下欄に定めるこの法律の規定は、適用しない。

公職選挙法（昭和二
十五年法律第百号）

第三十条の五第一項及び第四
項、第八十六条第一項から第
三項まで、第八項及び第九項
、第八十六条の二第一項、第
七項、第九項及び第十項（同
条第七項、第九項及び第十項
については、第八十六条の三
第二項において準用する場合
を含む。）、第八十六条の三
第一項、第八十六条の四第一
項、第二項、第五項、第六項
及び第八項、第八十六条の五
第一項、第四項及び第七項、
第八十六条の六第一項、第二
項、第五項、第八項及び第九
項、第八十六条の七第一項及
び第五項、第九十八条第二項
及び第三項、第九十九条の二
第二項及び第四項、第一百十二
条第七項において準用する第
九十八条第二項及び第三項並
びに第一百六十八条第一項から
第三項まで

第三条

公職選挙法（昭和二
十五年法律第百号）

第三十条の五第一項
、第八十六条第一項から第
三項まで、第八項及び第九項
、第八十六条の二第一項、第
七項、第九項及び第十項（同
条第七項、第九項及び第十項
については、第八十六条の三
第二項において準用する場合
を含む。）、第八十六条の三
第一項、第八十六条の四第一
項、第二項、第五項、第六項
及び第八項、第八十六条の五
第一項、第四項及び第七項、
第八十六条の六第一項、第二
項、第五項、第八項及び第九
項、第八十六条の七第一項及
び第五項、第九十八条第二項
及び第三項、第九十九条の二
第二項及び第四項、第一百十二
条第七項において準用する第
九十八条第二項及び第三項並
びに第一百六十八条第一項から
第三項まで

第三条

公職選挙法（昭和二
十五年法律第百号）

第三十条の六第三項
、第八十六条第一項から第
三項まで、第八項及び第九項
、第八十六条の二第一項、第
七項、第九項及び第十項（同
条第七項、第九項及び第十項
については、第八十六条の三
第二項及び第四項、第一百十二
条第七項において準用する第
九十八条第二項及び第三項並
びに第一百六十八条第一項から
第三項まで

第三条

第三十条の六第四項及び第五

第四条

第三十条の六第三項

第四条

(略)		並びに第百五条第一項及び 第二項
(略)		並びに第百五条第一項及び 第二項
(略)		並びに第百五条第一項及び 第二項

(略)		並びに第百五条第一項及び 第二項
(略)		並びに第百五条第一項及び 第二項
(略)		並びに第百五条第一項及び 第二項

○市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（合併協議会設置の請求）	（合併協議会設置の請求）
	<p>第四条 選挙権を有する者（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）をいう。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。）の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。</p>	<p>第四条 選挙権を有する者（市町村の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条の規定による選挙人名簿に登録されている者をいう。）をいう。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。）の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。</p>

2／20

（略）

第五条 （略）

第五条 合併協議会を構成すべき関係市町村（以下この条及び次条第二項において「同一請求関係市町村」という。）の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

30 地方自治法第七十四条第五項の規定は前条第一項若しくはこの条第一項の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項の規定は前条第一項若しくは第十一項若しくはこの条第一項若しくは第十五項の規定は前条第一項若しくは第六項まで、同法第七十四条第七項から第九項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十四条第六項第一号中「されている者（都道府県に係る請求にあつては、同法第九条第三項の規定により当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとされた者（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。）を除く。）」とあるのは「されている者」と、同項第三号中「、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、「とあるのは「第二百五十二条の十九第一項に規定する」と、同法第七十四条の二第二十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴

30 地方自治法第七十四条第五項の規定は前条第一項若しくはこの条第一項の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は前条第十一項若しくはこの条第十五項の選挙権を有する者の総数の六分の一の数について、同法第七十四条第六項の規定は前条第一項若しくは第十一項若しくはこの条第一項若しくは第十五項の規定は前条第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は前条第一項若しくは第十一項又はこの条第一項若しくは第十五項の規定による請求者の署名について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十四条第六項第一号中「されている者（都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内から引き続い都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有している者（同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示をされている者を除く。）を除く。）」とあるのは「されている者」と、同項第三号中「、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村並びに第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区及び総合区を含み、「とあるのは「第二百五十二条の十九第一項に規定する」と、同法第七十四条の二第二十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴

訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

31 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二編第四章第二節の規定は、前項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

（略）

32 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二編第四章第二節の規定は、前項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

33 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定（罰則を含む。）は、前条第十四項又はこの条第二十一項の規定による投票について準用する。

前項の投票は、政令で定めるところにより、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と読み替えるものとする。

31 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二編第四章第二節の規定は、前項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。ただし、過料、罰金、拘

○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（縦覧）	（縦覧）
<p>第二十四条　（略）</p> <p>第二十四条　市町村の選挙管理委員会は、投票人名簿を調製したときは、中央選挙管理会が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条の規定により投票人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。</p> <p>2　（略）</p> <p>（異議の申出）</p> <p>第二十五条　投票人は、投票人名簿の登録に関し不服があるときは、前条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。</p> <p>2　市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。</p> <p>（異議の申出）</p> <p>第二十五条　（新設）</p> <p>2　公職選挙法第二十四条第一項及び第二項の規定は、投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。</p> <p>2　公職選挙法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第四項、第十九条第二項（第三号及び第五号を除く。）、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一条（第五項を除く。）、第三十二条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、第四十四条並びに第五十三条の規定は、第一項</p> <p>（異議の申出）</p> <p>2　公職選挙法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第四項、第十九条第二項（第三号及び第五号を除く。）、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一条（第五項を除く。）、第三十二条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、第四十四条並びに第五十三条の規定は、前項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、これ</p>	<p>（異議の申出）</p> <p>第二十五条　（新設）</p> <p>2　公職選挙法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第四項、第十九条第二項（第三号及び第五号を除く。）、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一条（第五項を除く。）、第三十二条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、第四十四条並びに第五十三条の規定は、前項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、これ</p>

らの規定（同法） 第四十四条の規定を除く。）中「審理員」

とあるのは「審査庁」と、同法 第九条第四項中「審査庁」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律第二十五条第一項

の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第二十四条第一項中「第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定で」と、同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「審理手続きを終結したとき」と読み替えるものとする。

4| 公職選挙法第二百十四条の規定は、第一項 の異議の申出について準用する。

（訴訟）

第二十六条 公職選挙法第二十五条第一項から第三項までの規定は、投票人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは、「日本国憲法の改正手続に関する法律第二十五条第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

2 （略）

らの規定（行政不服審査法第四十四条の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、行政不服審査法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律第二十五条第一項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第二十四条第一項中「第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定で」と、同法第三十一条第二項中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「審理手続きを終結したとき」と読み替えるものとする。

3| 公職選挙法第二百十四条の規定は、第一項において準用する同法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

（訴訟）

第二十六条 公職選挙法第二十五条第一項から第三項までの規定は、投票人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは、「日本国憲法の改正手続に関する法律第二十五条第一項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

2 公職選挙法第二百十三条、第二百十四条及び第二百十九条第一項の規定は、前項において準用する同法第二十五条第一項及び第三項の訴訟について準用する。この場合において、同法第二百十九条第一項中

「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条若しくは第二百八条の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十条第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関し第二百七条若しくは第二百八十八条の規定によりこれを争う請求と」とあるのは、「一の縦覧に係る投票人名簿への登録又は投票人名簿からの抹消に関し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

(在外投票人名簿に係る縦覧)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿を調製したときは、中央選挙管理会が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により在外投票人名簿に登録した者の氏名、経由領事官（同項第一号に掲げる者にあつてはその者に係る公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官をいい、前条第一項第二号に掲げる者にあつてはその者に係る

第三十六条第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官をいう。以下この項において同じ。）の名称、最終住所及び生年月日（当該在外投票人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 (略)

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前二日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

(在外投票人名簿に係る縦覧)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿を調製したときは、中央選挙管理会が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により在外投票人名簿に登録した者の氏名、経由領事官（同項第一号に掲げる者にあつては公職選挙法第三十条の七第一項に規定する経由領事官をいい、前条第一項第二号に掲げる者にあつては当該在外投票人名簿に登録した者に係る第三十六条第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官をいう。以下この項において同じ。）の名称、最終住所及び生年月日（当該在外投票人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

(在外投票人名簿の登録に関する異議の申出)

第三十九条 投票人は、在外投票人名簿の登録に関し不服があるときは

、前条第一項の規定により中央選挙管理会が定める期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

2 | 公職選挙法第二十四条第二項 の規定は、前項の

異議の申出について準用する。

3 | 行政不服審査法第九条第四項、第十九条第二項（第三号及び第五号を除く。）、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一条（第五项を除く。）、第三十二条第一項及び第三項、第三十九条、第四十条第一項及び第二項、第四十四条並びに第五十三条の規定は、第一条の異議の申出について準用する。この場合において、これらの規定（同法 第四十四条の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律第三十九条第一項

の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第二十四条第一項中「第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定で」と、同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

(在外投票人名簿の登録に関する異議の申出)

第三十九条 (新設)

公職選挙法第二十四条第一項及び第二項の規定は、在外投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。

2 | 行政不服審査法第九条第四項、第十九条第二項（第三号及び第五号を除く。）、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十一条（第五项を除く。）、第三十二条第一項及び第三項、第三十九条、第四十条第一項及び第二項、第四十四条並びに第五十三条の規定は、前項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、これらの規定（行政不服審査法第四十四条の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、行政不服審査法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律第三十九条第一項

の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同法第二十四条第一項中「第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で」とあるのは「決定で」と、同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

4 | 公職選挙法第二百十四条の規定は、第一項

の異議の申出について準用する。

3 | 公職選挙法第二百十四条の規定は、第一項において準用する同法第

二十四条第一項の異議の申出について準用する。

(在外投票人名簿の登録に関する訴訟)

第四十条 公職選挙法第二十五条第一項から第三項までの規定は、在外投票人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律第三十九条第二項において準用する前条第二項」と、「七日」とあるのは「七日（政令で定める場合には、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便による送付に要した日数を除く。）」と読み替えるものとする。

2 (略)

(在外投票人名簿の登録に関する訴訟)

第四十条 公職選挙法第二十五条第一項から第三項までの規定は、在外投票人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律第三十九条第一項において準用する前条第二項」と、「七日」とあるのは「七日（政令で定める場合には、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便による送付に要した日数を除く。）」と読み替えるものとする。

2 公職選挙法第二百十三条、第二百十四条及び第二百十九条第一項の規定は、前項において準用する同法第二十五条第一項及び第三項の訴訟について準用する。この場合において、同法第二百十九条第一項中の「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条若しくは第二百八条の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力を立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に關し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求と」とあるのは、「一の総覧に係る在外投票人名簿への登録又は在外投票人名簿からの抹消に關し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（在外投票人名簿の被登録資格）	（在外投票人名簿の被登録資格）
<p>第三十五条　（略）</p> <p>第三十五条　在外投票人名簿の登録は、国民投票の期日現在で年齢満十八歳以上の日本国民で、次のいずれかに該当するものについて行う。</p> <p>一　登録基準日において当該市町村の在外選挙人名簿（公職選挙法第四章の二の在外選挙人名簿をいう。次条第一項及び第四項並びに第三十七条第一項第一号において同じ。）に登録されている者（登録基準日においていざれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者を除く。）</p> <p>二　次条第一項の規定により在外投票人名簿の登録の申請をした者（当該申請に基づき在外投票人名簿の登録を行おうとする日においていざれかの市町村の投票人名簿に登録されている者を除く。）</p>	<p>第三十五条　（略）</p> <p>第三十六条　國民投票の期日現在で年齢満十八歳以上の日本国民で、国外に住所を有する者（在外選挙人名簿に登録されている者を除く。）は、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（その者が、いざれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に在外投票人名簿の登録の申請をすることができる。</p>
2 （略）	2 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、第二条第三

(略)

(略)

-
- 項又は第一百三十五条第五項の規定により中央選挙管理会が国民投票の期日を告示した日から登録基準日（登録基準日前十日に当たる日から登録基準日までの間に国内の市町村から国外へ転出（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十四条に規定する転出をいう。）をした者にあっては、登録基準日後七日に当たる日）までの間に、前項の規定による申請書を、在外投票人名簿の登録の申請に関する当該申請をする者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この節において同じ。）（当該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として総務省令・外務省令で定める地域にあっては、総務省令・外務省令で定める者。以下この節において同じ。）に提出し、当該領事官を経由してしなければならない。
- 3 前項の場合において、領事官は、政令で定めるところにより、第一項の規定による申請書にその申請をした者の在外投票人名簿に登録される資格に関する意見を付して、直ちに、当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会（当該申請をした者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会）に交付しなければならない。
- 4 登録基準日までの間に、公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請書を同条第二項に規定する領事官又は同項に規定する総務省令・外務省令で定める者に提出した者（登録基準日において同条第三項第二号に規定する三箇月を経過していない者及び在外選挙人名簿に登録されている者を除く。）については、当該申請を第一項の規定による申請とみなす。

(在外投票人名簿の登録)

第三十七条 (略)

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)

(在外投票人名簿に係る縦覧)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿を調製したときは、中央選挙管理会が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により在外投票人名簿に登録した者の氏名、経由領事官（同項第一号に掲

(在外投票人名簿の登録)

第三十七条 市町村の選挙管理委員会は、次の各号に掲げる者が当該市町村の在外投票人名簿に登録される資格を有する者である場合には、中央選挙管理会が定めるところにより、当該各号に掲げる者を在外投票人名簿に登録しなければならない。

一 登録基準日において当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者

二 前条第一項の規定による申請をした者

2 市町村の選挙管理委員会は、国民投票の期日前十五日に当たる日以後においては、前項の規定にかかわらず、登録を行わない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第二号に掲げる者について同項の規定による登録をしたときは、前条第三項の規定により同条第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、同項の規定による申請をした者に、在外投票人名簿に登録されている者であることの証明書（以下「在外投票人証」という。）を交付しなければならない。

ただし、同条第四項の規定により公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請を前条第一項の規定による申請とみなされた場合は、この限りでない。

4 前項本文の規定により交付された在外投票人証は、当該国民投票に限り、その効力を有する。

(在外投票人名簿に係る縦覧)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿を調製したときは、中央選挙管理会が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により在外投票人名簿に登録した者の氏名、経由領事官（同項第一号に掲

げる者にあつてはその者に係る公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官又はその者に係る同法第三十条の六第五項の規定による同条第四項に規定する在外選挙人証（以下「在外選挙人証」という。）の交付を経由した領事官をいい、前条第一項第二号に掲げる者にあつてはその者に係る第三十条第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官をいう。以下この項において同じ。）の名称、最終住所及び生年月日（当該在外投票人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を縦覧に供さなければならぬ。

2 (略)

(在外投票等)

第六十二条 在外投票人名簿に登録されている投票人の投票については、第六十条第一項及び前条第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十五条、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十九条及び次条の規定にかかわらず、次に掲げるいづれかの方法により行わせることができる。

一 国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日前六日に当たる日（投票の送致に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認められる場合には、あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日）までの間（あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日を除く。）に、自ら在外公館の長（総務大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館の長を除く。以下

げる者にあつてはその者に係る公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官をいい、前条第一項第二号に掲げる者にあつてはその者に係る第三十条第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官をいう。以下この項において同じ。）の名称、最終住所及び生年月日（当該在外投票人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を縦覧に供さなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

(在外投票等)

第六十二条 在外投票人名簿に登録されている投票人の投票については、第六十条第一項及び前条第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第五十五条、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十九条及び次条の規定にかかわらず、次に掲げるいづれかの方法により行わせることができる。

一 国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日前六日に当たる日（投票の送致に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認められる場合には、あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日）までの間（あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して指定する日を除く。）に、自ら在外公館の長（総務大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館の長を除く。以下

この号において同じ。) の管理する投票を記載する場所に行き、在外投票人証又は在外選挙人証

この号において同じ。) の管理する投票を記載する場所に行き、在外投票人証又は在外選挙人証(公職選挙法第三十条の六第三項に規定する在外選挙人証をいう。以下同じ。) 及び旅券その他の政令で定める文書を提示して、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて在外公館の長に提出する方法

二 (略)
定める文書を提示して、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて在外公館の長に提出する方法

2 (略)
及び旅券その他の政令で定める文書を提示して、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて在外公館の長に提出する方法

二 当該投票人の現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法

2 在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票については、第五十三条第一項ただし書中「投票人名簿」とあるのは「在外投票人名簿」と、「投票所」とあるのは「指定在外投票区の投票所」と、第五十五条第一項中「投票所」とあるのは「指定在外投票区の投票所」と、同条第二項中「投票人名簿」とあるのは「在外投票人証又は在外選挙人証を提示して、在外投票人名簿」と、「当該投票人名簿」とあるのは「当該在外投票人名簿」と、「第二十条第二項」とあるのは「第三十三条第二項」と、「書類」第六十九条及び第七十条において同じ。」とあるのは「書類」と、第六十条第一項中「期日前投票所」とあるのは「市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」と、「投票区」とあるのは「指定在外投票区」と、同条第二項の表第五十三条第一項の項中「第五十三条第一項」とあるのは「第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される第五十三条第一項」と「国民投票の当日投票所」とあるのは「国民投票の当日指定在外投票区の投票所」と、「期日前投票所」とあるのは「市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所」とする。

3 在外投票人名簿に登録されている投票人の投票については、前条第二項から第八項までの規定は、適用しない。

(詐偽登録、虚偽宣言罪等)

第一百八条 (略)

- 3 在外投票人名簿に登録させる目的をもつて公職選挙法第三十条の五第一項又は第四項の規定による申請に関し虚偽の申請をすることによつて在外投票人名簿に登録をさせた者も、第一項と同様とする。
- 4 (略)

(詐偽登録、虚偽宣言罪等)

第一百八条 詐偽の方法をもつて投票人名簿又は在外投票人名簿に登録をさせた者は、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

- 2 投票人名簿に登録をさせる目的をもつて住民基本台帳法第二十二条の規定による届出に関し虚偽の届出をすることによつて投票人名簿に登録をさせた者も、前項と同様とする。
- 3 在外投票人名簿に登録させる目的をもつて公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をすることによつて在外投票人名簿に登録をさせた者も、第一項と同様とする。
- 4 第六十三条第一項の場合において虚偽の宣言をした者は、二十万円以下の罰金に処する。